

2017年3月31日

個人会員各位  
認定審判員各位

日本ライフセービング協会  
ライフセービングスポーツ推進本部 本部長 内田直人  
競技運営・審判委員会 委員長 中島典子

## 認定審判員資格維持のための会員種別について（補足）

日頃より日本ライフセービング協会（JLA）の大会運営にご協力いただき感謝いたします。

今春、認定審判員規程を改正し、JLA 個人準一般会員でも C 級認定審判員に限り取得・維持することが可能となりました。2017 年度の会員継続ならびに会費納入のご案内に際し、ご説明をさせていただきましたが、ご説明が不足多数のお問い合わせをいただいております。その為、大変恐縮ではございますが、以下のとおり補足説明をさせていただきます。会員種別選択の一助となれば幸いです。

### ◆審判員ユニフォームの配布について

審判員ユニフォーム規程に準じます。

個人準一般会員の方への初回の審判員ユニフォーム無償配布はございません。誠に恐縮ですが各クラブまたは各個人にてご購入いただくか、既に所有されている方からお借りするなどしてご手配ください。なお、当協会ではレンタル品のご用意はございませんが、各 JLA 主催の公式競技会会場にて購入が可能です。

### ◆交通費補助、宿泊提供、食事について

各競技大会の大会規定／募集要項に準じます。

JLA 主催の公式競技大会については、原則として個人準一般会員の方への補助／提供はございません。誠に恐縮ですが、各参加クラブまたは各個人にてご手配をお願い申し上げます。ただし、一部大会規定／募集要項により補助や提供が有る場合もございます。なお、大会期間中の食事にあつては、その大会の実施時間によりますが、原則として朝食（早朝に集合の場合のみ）と昼食は支給いたします。2日間以上に渡り実施される場合の夕食の支給はございません。

### ◆審判員として各競技大会への参加条件

各競技大会の大会規定／募集要項に準じます。

審判員として参加する場合、JLA アカデミー認定の「BLS(CPR+AED)資格」以上が必要となります。会員種別によらず、全ての認定審判員が対象となります。

以上

## ◆会員種別毎の違いについて

	個人正会員 個人一般会員	個人準一般会員	備考
S級認定審判員の取得・維持	○	×	認定審判員規定に準じる
A級認定審判員の取得・維持	○	×	
B級認定審判員の取得・維持	○	×	
C級認定審判員の取得・維持	○	○	
審判員ユニフォーム 初回の無償配布	○	×	審判員ユニフォーム規程に準じる
審判員ユニフォーム 購入	○	○	
交通費補助	○	×	各大会規定/募集要項による
大会期間中の宿泊	○	×	
食事(朝食・昼食)	○	○	
食事(夕食)	○ ※または補助	×	

## ◆認定審判員規程 2017年2月改正版より、抜粋

(資格)

第3条 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または高校生会員は、認定審判員となり得る資格を有する。ただし、当該年度および4月1日において満16歳に達したものとする。

～中略～

(資格の認定)

第5条 S級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、別に定める条件を満たした者から本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。

2項 A級およびB級認定審判員は、個人正会員または個人一般会員であって、別に定める条件を満たした者が申請を行い、本協会競技運営・審判委員会がその資格を審査し、理事長がこれを認定する。

3項 C級認定審判員は、別に定める条件を満たした者がC級認定審判員養成講習会を受講し、本協会競技運営・審判委員会が認定審判員として相応しいと認めた者を理事長が認定する。

～中略～

(資格の失効)

第8条 認定審判員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、審判員の資格を失効するものとする。

(1) 本協会の個人正会員、個人一般会員、個人準一般会員、または高校生会員でなくなったとき。